

令和元年第4回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 令和元年12月13日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	檜木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	森岡真輝	局長補佐	檜山裕子
------	------	------	------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	十河貴子
総務政策課長	水口和洋	総務政策課員	笠松昭宏
総務政策課 企画員	中島正博	総務政策課員 企画員	芝健治
税務課長	平尾好孝	住民生活課長	坂本厳
住民生活課 企画員	宮本真里	住民生活課員 企画員	木村陽子
住民生活課 企画員	陸平志保	住民生活課員 企画員	瀬田和哉
産業建設課長	栗田信孝	産業建設課員 企画員	三浦誠

産業建設課 企画員	吉田 忠弘	上下水道課長	橋本 秀行
上下水道課 企画員	谷本 誠	教育委員会 総務課長	中松 秀夫
教育委員会 総務課 学校給食センター 所長	前芝 由希	教育委員会 生涯学習課長	上堀 公嗣

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 94号 町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 95号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 96号 上富田町企業職員の給与の種類及び基準等に関する条例
- 日程第 4 議案第 97号 上富田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- 日程第 5 議案第 98号 上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 日程第 6 議案第 99号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 7 議案第 100号 上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 101号 道の駅くちくまの整備基金条例
- 日程第 9 議案第 102号 令和元年度上富田町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 10 議案第 103号 令和元年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）
- 日程第 11 議案第 104号 令和元年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第3号）
- 日程第 12 議案第 105号 令和元年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）
- 日程第 13 議案第 106号 令和元年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）
- 日程第 14 議案第 107号 令和元年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予

算（第1号）

- 日程第15 議案第108号 令和元年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算
（第1号）
- 日程第16 議案第109号 令和元年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第110号 令和元年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第
1号）
- 日程第18 議案第111号 町道路線の認定について
- 日程第19 議案第112号 上富田町農業委員会委員の選任について
- 日程第20 議案第113号 上富田町農業委員会委員の選任について
- 日程第21 議案第114号 上富田町農業委員会委員の選任について
- 日程第22 議案第115号 上富田町農業委員会委員の選任について
- 日程第23 議案第116号 上富田町農業委員会委員の選任について
- 日程第24 議案第117号 上富田町農業委員会委員の選任について
- 日程第25 議案第118号 上富田町農業委員会委員の選任について
- 日程第26 議案第119号 上富田町農業委員会委員の選任について
- 日程第27 議員派遣の件について
- 日程第28 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前8時57分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第4回上富田町議会定例会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 議案第94号～日程第18 議案第111号

○議長（大石哲雄）

日程第1 議案第94号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の件から日程第18 議案第111号 町道路線の認定についての件まで18件を一括議題といたします。

各議案の賛否の際、原則として起立であります。榎木議員より挙手の申し出がありますので、これを許可いたします。

△日程第1 議案第94号

○議長（大石哲雄）

日程第1 議案第94号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

この条例を出すと判断した根拠は何ですか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課長、水口君。

○総務政策課長（水口和洋）

おはようございます。

6番、吉本議員のご質問にお答えいたします。

これにつきましては、人事院では、国家公務員と民間の4月分の給与を調査した上で比較し、得られた格差を埋めるために勧告を基本的に行っております。また、ボーナスにつきましても民間の過去1年間の支給実績を把握し、民間の年間支給割合に国家公務

員の期末勤勉の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っております。

和歌山県人事委員会におきましても県内の民間事業者の給与を調査し、同様の勧告を行っております。この勧告につきましては、公務員と民間との給与格差を少なくするためのものであり、その民間給与の賃上げの大きな判断材料ともなっております。経済の成長や物価の上昇などが挙げられます。

この勧告を受けまして、国では一般の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により給与改定を行っております。特別職につきましては一般職の改定に伴いまして特別職の給与に関する法律の一部を改正する法律により期末手当を引き上げの改定を行っております。これに準じまして、町のほうでも一般職の職員の改定を行ったことに準じまして、特別職の改定を行っております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

地方公務員の特別職に対して国から、国の特別職を踏まえて適切に対応するなどの通知が来ているのですか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課長、水口君。

○総務政策課長（水口和洋）

お答えします。

国からの通知があるのかということで、地方公務員の給与改定に関する取り扱いの総務副大臣からの通知がございます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

特別職に法的根拠のないものを実行できるんですか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課長、水口君。

○総務政策課長（水口和洋）

お答えします。

国が一般職に準じて特別職のほうを改定しております。それにつきまして、町につきましても一般職に準じて特別職の改定を行っております。法的な根拠というのはござい

ません。ただ、準じて行うということになります。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

○議長（大石哲雄）

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

反対討論。

○議長（大石哲雄）

まず反対討論の発言を許します。

○6番（吉本和広）

議案第94号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

収入もふえない中、福祉、医療に係る負担がふえ、この10月から消費税が10%に上がり、町民の生活は苦しくなっています。0.05、期末手当を上げることについては、町民の理解を得ることができません。

また、職員に人事院勧告が適用されるのは当然のことです。しかし、地方公務員の特別職に対して国からの通知のない中、上げる法的な根拠はありません。また、人勧が勤勉手当で支給していると勧告しているのに、勤勉手当のない特別職に期末手当として増額するには賛成できません。

よって、議案第94号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第94号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の件について採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（山本明生）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第2 議案第95号

○議長（大石哲雄）

日程第2 議案第95号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

おはようございます。

11ページの第12条のところなんですけれども、4項のところ職員が退職したときは給料を支給する、右と比較して、懲戒処分によって退職したときもその月までの給料が支払われると読み取れるんですが、これはこういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時06分

再開 午前 9時08分

○議長（大石哲雄）

再開します。

答弁願います。

総務政策課企画員、笠松君。

○総務政策課企画員（笠松昭宏）

8番、松井議員さんのご質問にお答えします。

懲戒処分につきましては、その日まで支給対象になります。

以上です。

○議長（大石哲雄）

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

これ、新と旧と見ていただくとわかると思うんですけども、新のほうは職員が退職したときはその日まで給与を支払うという文言をうたっています。旧のほうでは、懲戒の部分だけをただし書で引き抜いたわけですけども、このただし書の部分も新のほうの、その日までの給与を支払う中に含まれますので、だから、ただし書の部分を外して新のほうでまとめたということです。よろしいですか。そういうことなんです。だから、ただし書で引き抜いていたやつを、同じなので、とにかく退職ということは、懲戒処分も退職になってしまうので、その日までしか支払いませんよということです。お願いします。

○議長（大石哲雄）

よろしいですか。

○8番（松井孝恵）

わかりました。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第95号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第96号

○議長(大石哲雄)

日程第3 議案第96号、上富田町企業職員の給与の種類及び基準等に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第96号、上富田町企業職員の給与の種類及び基準等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第97号

○議長(大石哲雄)

日程第4 議案第97号、上富田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第97号、上富田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第98号

○議長（大石哲雄）

日程第5 議案第98号、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

この条例によって適用される職員の年収は全員どうなりますか。また、ある程度年収の増加は見込まれますか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、笠松君。

○総務政策課企画員（笠松昭宏）

6番、吉本議員さんのご質問にお答えいたします。

基本的には年収保障をいたす予定としております。また、給与増が見込まれるかにつ

きましては、職種によっては異なりますが、上がる人もおりますし、また年収保障の対象となる、またことしと比べてほぼ同額となる方もおられます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

この条例によって上富田町において任期の定めのない職員、いわゆる正職員が退職した場合、定数に入らない会計年度任用職員にかわるということになりますか。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時13分

再開 午前 9時14分

○議長（大石哲雄）

再開します。

6番、吉本君の今の発言は次の質問として別の機会で聞いてください。

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

先ほどの笠松さんの答弁されたことをお聞きしますと、上がる人もあればそのままの人もあるということなので、当然、それを聞けば財源的には負担がふえるととったんですけれども、その場合、今回の条例改正による財源はどのように手当をされるのか、教えてください。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時15分

再開 午前 9時16分

○議長（大石哲雄）

再開します。

答弁願います。

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

今、考えているのは、2,000万円程度はふえるかなと思っています。そのお金につきましては一般財源で捻出するという格好が基本になると思います。お願いします。

○議長（大石哲雄）

再質疑よろしいか。

○8番（松井孝恵）

いいです、わかりました。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に対する賛成討論をします。

会計年度任用職員制度についてはまだまだ不十分で、正規職員との差は大変大きく、課題がありますが、今回のこの条例で臨時非常勤職員の年収がある程度改善されるということもありますので、議案第98号、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に賛成します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第98号、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第6 議案第99号

○議長（大石哲雄）

日程第6 議案第99号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

12ページが一番下の旧表で見れば第6条の交通指導員について書かれているところなんですけれども、現在までは指導員は非常勤特別職とするという立場から、左の新表ではこれが削除されております。今後こういった職といいますか、削った場合になるのかということと、報酬もなくなるということで、どのようにお考えになっているかお聞きしたいです。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時20分

再開 午前 9時20分

○議長（大石哲雄）

再開します。

答弁願います。

総務政策課企画員、笠松君。

○総務政策課企画員（笠松昭宏）

8番、松井議員さんのご質問にお答えします。

非常勤特別職としてなくしていたのは、公務員としてではなく、会計年度任用職員にも一応当たらなくて、私人というような扱いで今後指導員として委嘱のほうをさせていただくような形で今回させていただきます。そして報酬につきましては、今回、会計年度任用職員に当たらないので、報奨費として予算計上する予定にしております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

よろしいか。

○8番（松井孝恵）

結構です。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時22分

再開 午前 9時22分

○議長（大石哲雄）

再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第99号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第100号

○議長（大石哲雄）

日程第7 議案第100号、上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第100号、上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第101号

○議長（大石哲雄）

日程第8 議案第101号、道の駅くちくまの整備基金条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

条例第1条の道の駅くちくまのの整備に係る経費に充てるためとありますが、整備とは修繕とか改築のことでしょうか。具体的にどのようなものかお答えください。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

6番、吉本議員の質疑にお答えいたします。

これは具体的にいいましたら、大規模な改修があったときのための経費ということでございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

道の駅くちくまのが上富田町と商工会の協定書第11条に施設または設備の改築及び改修については乙——商工会のことです——乙が自己の費用及び責任において実施するものとする、行った部分についての権利を将来にわたり主張することができないものであるとあります。この条例と矛盾していませんか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

質疑にお答えいたします。

いわゆる軽微な変更については当然指定管理者さんのほうで直していただくというふうに解釈しております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

この文章はそういう内容にはなっていませんよ。なっていないと思いますが、きちん

と今の質問にお答えいただきたいんですが。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時26分

再開 午前 9時30分

○議長（大石哲雄）

再開します。

答弁願います。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

お答えいたします。

修繕については従来どおりということになります。いわゆる建てかえ等の大規模なものについては基金のほうから使わせていただく、そういう解釈でございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時31分

再開 午前 9時31分

○議長（大石哲雄）

再開します。

9時45分まで休憩します。

休憩 午前 9時31分

再開 午前 9時45分

○議長（大石哲雄）

再開します。

答弁願います。

総務政策課企画員、芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

大変貴重なお時間をいただきまして申しわけございませんでした。

先ほどの説明を訂正させていただきたいと思います。

指定管理者である商工会との管理業務基本協定の第11条、施設または修繕の改築及び修繕等については、指定管理者である商工会の負担です。一方、今回の基金の趣旨は、施設の更新のための積み立てを目的としているものでございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時46分

再開 午前 9時46分

○議長（大石哲雄）

再開します。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

そしたら、一番で答えた、最初に質疑した内容と違うんじゃないですか。施設移行とは何ですか。よく意味がわからないんですが、移行とは。改築とか修繕と移行は何が違うのかわからないんですけれども。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時48分

○議長（大石哲雄）

再開します。

今の質疑あり、答弁ありまして質疑4回目ですので、これで吉本君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

反対討論。

○議長（大石哲雄）

まず反対討論を許します。

○6番（吉本和広）

議案第101号、道の駅くちくまの整備基金条例に対する反対討論を行います。

道の駅くちくまのは、商工会が指定管理しているが、実態は民間への丸投げであることが明らかになりました。そのことに対して見直していく方向ですが、まだ解決策が具体化されていない中の基金条例の提案です。不適切な運営の解決が決まった後に提案すべきことです。また、上富田町と商工会の協定書の第1条と少し矛盾があります。

よって、議案第101号、道の駅くちくまの整備基金条例に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第101号、道の駅くちくまの整備基金条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第9 議案第102号

○議長（大石哲雄）

日程第9 議案第102号、令和元年度上富田町一般会計補正予算（第3号）の件について質疑を行います。

一括で、まず歳出から行います。

質疑ありませんか。

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

45ページ、小学校費の中の15節工事請負費の中の駐輪場整備工事請負費、2つ質疑したいんですけども、後から朝来財産区の会計も出てくるんですけども、ここに財政調整基金を取り崩して150万円入れて、そこの100万円と合わせて250万円をこっちに戻して、この中に入れると書いてあるんですけども、これはテクニク的なことなんだと思うけれども、そのやり方というのは合法的なのかどうかということと、もう一つは、そこまでして、崩してまでやらないといけない緊急性というのはどう判断してこの工事をやるのかということをお教えください。

○議長（大石哲雄）

教育委員会総務課長、中松君。

○教育委員会総務課長（中松秀夫）

よろしくお願ひします。

8番、松井議員のご質疑にお答えします。

まず、緊急性のほうからお話しさせていただきます。

春から朝来小学校のほうで来年以降の1.8キロ以上の通学についていろいろと討議がされております。それで、南紀の台地域になりますけれども、1.8キロ以上あるということで、現在、コミュニティバスで児童が通学しています。そのコミュニティバスにも乗員の定員がございまして、今、宅地造成などで児童の数がふえているということもありまして、今後、乗り切れないという現状が生まれてきています。来年令和2年の4月からは低学年にコミュニティバスの席を譲っていただけないかということで、高学

年の新5、6年生、現在、53名対象者がいるんですけれども、その53名について低学年に席を譲っていただきたい、徒歩、または自転車の通学を小学校としては推奨しませんということで、投げかけております。

その関係がありまして、現在、駐輪場が10台程度の屋根付きの駐輪場が朝来小学校に設備されております。10台ではとめ切れないということもあります。ですから、53名という対象者でございますけれども、全員が全員、通学してくるとはまだ限りませんが、いわゆる50台程度は駐輪場を整備しなければならないことから、緊急性を重んじまして、来年4月までに整備したいということで補正を計上させていただいたわけではあります。

1番目の繰り入れに問題がないかということなんですが、その手法についてはちょっと答弁者を交代させていただきます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、中島君。

○総務政策課企画員（中島正博）

中松課長に続きまして質疑にお答えいたします。

制度的な問題でございますが、学校にかかわることで来年度予算等から問題になります学校のエアコンですとか、あるいは校舎本体、教育にかかわる問題について、町以外のところから寄附だとかを負担いただくというのはかなり問題があるところなんですけれども、教育にかかわらない駐輪場ですとか施設整備の一部について町負担以外の方からご負担をいただくということはこれまでもやっているところですし、違法ではないとされているところがございます。そのため、朝来小学校の改築に当たって、児童生徒の多くが所在する朝来財産区の方々をお願いをいたしまして、今般、寄附をいただくということになったことでございます。

その後、朝来財産区様のほうでどういうふうにお金を捻出されるかについては、また疑問がありましたら朝来財産区のところでご質疑いただければよろしいんですが、一般的な制度といたしましては、これは私どもの一般会計もそうですが、財政調整基金からダイレクトにお金を出すということはできませんので、財政調整基金から一旦一般会計に繰り入れをして、そこから一般会計として支出をするというのが仕組みになりますので、そこはご理解をいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

8番、松井君。

○ 8 番（松井孝恵）

では、財政調整基金をダイレクトにこっちには入れられないので、朝来財産区さんに一旦入れて……、違うんですか。

○ 総務政策課企画員（中島正博）

朝来財産区さんの財政調整基金でございます。

○ 8 番（松井孝恵）

朝来財産区さんの財政調整基金。わかりました。結構です。

○ 議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。歳出、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○ 議長（大石哲雄）

それでは、歳入 10 ページから 17 ページ、一括でお願いします。

（「なし」の声あり）

○ 議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

6 番、吉本君。

○ 6 番（吉本和広）

議案第 102 号、令和元年度上富田町一般会計補正予算（第 3 号）に対する反対討論を行います。

令和元年度上富田町一般会計補正予算（第 3 号）は、道の駅くちくまのの整備基金積立金 240 万円が組み込まれた補正予算となっています。条例のところで反対したとおりですので、議案第 102 号、令和元年度上富田町一般会計補正予算（第 3 号）に反対します。

以上です。

○ 議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○ 議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第102号、令和元年度上富田町一般会計補正予算（第3号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

△日程第10 議案第103号

○議長（大石哲雄）

日程第10 議案第103号、令和元年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第103号、令和元年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 1 1 議案第 1 0 4 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 1 議案第 1 0 4 号、令和元年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 1 0 4 号、令和元年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 1 2 議案第 1 0 5 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 2 議案第 1 0 5 号、令和元年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第105号、令和元年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第13 議案第106号

○議長（大石哲雄）

日程第13 議案第106号、令和元年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

12番、木本君。

○12番（木本眞次）

7ページなんですけれども、雑入とあるんですよね。雑入というのはどういうことか、ご説明をお願いします。

○議長（大石哲雄）

産業建設課長、栗田君。

○産業建設課長（栗田信孝）

12番、木本議員の質疑にお答えさせていただきます。

雑入につきましては、今回、歳出のほうで職員2名分の調整を行って給料費を行っておりますので、その分に対して特別会計の場合は歳入歳出がイコールにならなければな

りません、その中で雑入の調整を行っています。

その中で、雑入につきましては、墓地永代使用料としまして1平米当たり6万円の関係がございますので、それと正式なところ1.3平米になります。それを計算しますと7万9,000円という形になってございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（大石哲雄）

12番、木本君。

○12番（木本眞次）

墓地を売ったという考え方でよろしいんですか。そうじゃないんですか。

○議長（大石哲雄）

産業建設課長、栗田君。

○産業建設課長（栗田信孝）

墓地の永代使用料という形で、墓地を今まで永代として貸していたものがもういいよといった場合に返ってくるお金という形になりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○12番（木本眞次）

はい、了解。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

すみません、ちょっと確認のために関連したことになるんですけども、お墓というお墓と栗ヶ谷のお墓のことですよね。栗ヶ谷のお墓が、もう一回確認だけど、戻してもらったんですか。売れたんですか。この7万9,000円、墓の。お墓のやつで、それを会計合わせなあかんで、職員の給料云々と言われたところから、お墓自身の会計というのは持っていない。お墓が今後売れようが、それとも戻されようが、そのお金は全てこうやってそこの会計じゃなくて、こういうやり方ということよろしいんですね。

○議長（大石哲雄）

産業建設課長、栗田君。

○産業建設課長（栗田信孝）

今、議員が言われるとおりでございます。それでお墓のほうなんですけれども、永代という形で貸しておりますが、それを返していただくときにお金の返還というのもございますので、それを見込んだ中での経費でございます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

よろしいか。

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

ということは、この墓地ができたときにたくさんのお金が入っていますわな。そのお金はどこへ行ったんですか。もうないんですか。お墓つくって売って、当然、僕らからいったら墓地管理組合みたいなのがあってそこにお金が入ってあるように捉えるんだけど、今後、管理するにしても使っていくお金がないということでしょう。それはどこへ行ったのか、どうなったのか、教えてもらっていいですか。質問みたいになって悪いんだけど。会計がないということ自身が、墓地をつくったときにはお金、永代供養料が入っているでしょう、それはどこぞへもう使ってしまったということですか。

○議長（大石哲雄）

産業建設課長、栗田君。

○産業建設課長（栗田信孝）

永代供養料はお墓をつくったときに貸し出しているという形でご理解いただいたらありがたいと思うんです。その中で何年か貸し出して、もう永代的に貸し出している中で、要らんというかお使いにならないよという形でお返しされる場合には、お金は返還されるという形になるので、ご理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第106号、令和元年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第107号

○議長(大石哲雄)

日程第14 議案第107号、令和元年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算(第1号)の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第107号、令和元年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算(第1号)の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第15 議案第108号

○議長(大石哲雄)

日程第15 議案第108号、令和元年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算

(第1号)の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第108号、令和元年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算(第1号)の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第16 議案第109号

○議長(大石哲雄)

日程第16 議案第109号、令和元年度上富田町水道事業会計補正予算(第1号)の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第109号、令和元年度上富田町水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第17 議案第110号

○議長（大石哲雄）

日程第17 議案第110号、令和元年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第110号、令和元年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

△日程第 18 議案第 111号

○議長（大石哲雄）

日程第 18 議案第 111号、町道路線の認定についての件について質疑を行います。
一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 111号、町道路線の認定についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 19 議案第 112号

○議長（大石哲雄）

日程第 19 議案第 112号、上富田町農業委員会委員の選任についての件から、日程第 25 議案第 118号、上富田町農業委員会委員の選任についての 7 件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

議案第112号から議案第118号までの提案理由の説明をさせていただきます。

議案第112号、上富田町農業委員会員の選任について。

下記の者を上富田町農業委員会委員に選任したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

住所、上富田町朝来1429番地の3。氏名、小倉紳示。生年月日、昭和38年8月19日。令和元年12月13日提出。

上富田町長奥田誠。

議案第113号、上富田町農業委員会員の選任について。

下記の者を上富田町農業委員会委員に選任したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

住所、上富田町朝来913番地。氏名、田中允雄。生年月日、昭和21年11月21日。令和元年12月13日提出。

上富田町長奥田誠。

議案第114号、上富田町農業委員会員の選任について。

下記の者を上富田町農業委員会委員に選任したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

住所、上富田町岡1685番地の4。氏名、田上彰伸。生年月日、昭和32年12月18日。令和元年12月13日提出。

上富田町長奥田誠。

議案第115号、上富田町農業委員会員の選任について。

下記の者を上富田町農業委員会委員に選任したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

住所、上富田町岩田1556番地。氏名、出羽郁子。生年月日、昭和28年5月15日。令和元年12月13日提出。

上富田町長奥田誠。

議案第116号、上富田町農業委員会員の選任について。

下記の者を上富田町農業委員会委員に選任したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

住所、上富田町下鮎川252番地。氏名、前地孝俊。生年月日、昭和58年5月6日。令和元年12月13日提出。

上富田町長奥田誠。

議案第117号、上富田町農業委員会委員の選任について。

下記の者を上富田町農業委員会委員に選任したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

住所、上富田町岡1964番地の15。氏名、森隆。生年月日、昭和36年2月18日。令和元年12月13日提出。

上富田町長奥田誠。

議案第118号、上富田町農業委員会委員の選任について。

下記の者を上富田町農業委員会委員に選任したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

住所、上富田町岩田2214番地。氏名、山本善吾。生年月日、昭和27年9月6日。令和元年12月13日提出。

上富田町長奥田誠。

今回の7件の提案理由の説明をさせていただきます。

今回、任命の同意を受ける委員の田中允雄氏、出羽郁子氏、山本善吾氏の3名におかれましては現在農業委員であり、その経験と実績があることから、引き続き農業委員会として務めていただきたく、また、小倉紳示氏、田上彰伸氏、森隆氏の3名におかれましては認定農業者であり、地域の農業者のリーダー的な役割を果たしておられたことや農業経験の豊富な知識があります。また、前地孝俊氏につきましては、認定農業者に準ずる者として、人・農地プランに位置づけられた農業者であり、今後、地域の農業をリードする担い手であることから、新たに農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

以上、何とぞご同意いただきますようお願いいたします。

なお、任期につきましては、令和2年2月24日から令和5年2月23日までの3年間となります。

以上、よろしくようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

説明が終わりました。

7件に対する質疑を一括で行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第112号、上富田町農業委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第112号について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

お諮りします。

次に、議案第113号、上富田町農業委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第113号について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

お諮りします。

次に、議案第114号、上富田町農業委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第114号について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

た。

お諮りします。

次に、議案第115号、上富田町農業委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第115号について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

お諮りします。

次に、議案第116号、上富田町農業委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第116号について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

お諮りします。

次に、議案第117号、上富田町農業委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第117号について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

お諮りします。

次に、議案第118号、上富田町農業委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第118号について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

△日程第26 議案第119号

○議長（大石哲雄）

日程第26 議案第119号、上富田町農業委員会委員の選任についての件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

議案第119号の説明をさせていただきます。

上富田町農業委員会委員の選任について。

下記の者を上富田町農業委員会委員に選任したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

住所、上富田町生馬1068番地。氏名、山本哲也。生年月日、昭和63年4月22日。令和元年12月13日提出。

上富田町長奥田誠。

提案理由の説明をさせていただきます。

今回、任命の同意を受ける委員の山本哲也氏におかれましては、現在農業委員であり、その経験と実績があることから、引き続き農業委員会として務めていただきたく、議会の同意を求めるものであります。

以上、何とぞご同意をいただきますようお願いいたします。

なお、任期につきましては、令和2年2月24日から令和5年2月23日までの3年間となります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本件については1番、山本哲也君の一身上に関する件と認められますので、地方自治法第117条の規定により、山本哲也君を除斥したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、山本哲也君を除斥することに決しました。

山本哲也君の退席を求めます。

(山本哲也議員 退席)

○議長（大石哲雄）

質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

議案第119号、上富田町農業委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第119号について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

(山本哲也議員 着席)

再開 午前10時24分

○議長（大石哲雄）

再開します。

山本哲也議員の上富田町農業委員会委員の選任について同意することに決しましたので報告いたします。

△日程第27 議員派遣の件について

○議長（大石哲雄）

日程第27 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第121条の規定により、別紙配付のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については派遣することに決しました。

△日程第28 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（大石哲雄）

日程第28 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についての件を議題といたします。

申出書を事務局長から報告させます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

報告いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査を要する調査事項についての申し出があります。

内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務教育常任委員会木本眞次委員長より27項目、産業民生常任委員会山本明生委員長より25項目、議会広報特別委員会樫木正行委員長より1項目、議会運営委員会木本眞次委員長より3項目、以上となっております。

また、2、目的については所管事務調査、3、方法及び期間は委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は、後日提出いたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

それでは、ただいま報告いたしました各委員会からの閉会中の継続審査並びに所管事務調査について申し入れのとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

令和元年第4回上富田町議会定例会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に上程しました議案につきまして慎重審議をしていただき、全てを承認していただきまして、まことにありがとうございます。

承認していただいた議案の中には平成30年度の一般会計、特別会計の歳入歳出決算認定がありました。決算審査特別委員会の審査中にご指導をいただいたことや口頭による指摘事項につきましては、今後、行政運営の中で改善できるように努力してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

ことを振り返ってみますと、平成31年4月1日に新元号令和が発表されました。安倍首相の談話では、この令和には、人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つという意味があると言われております。また、厳しい寒さの後に春の訪れを告げ、見事に咲き誇る梅の花のように、一人一人の日本人があすへの希望とともにそれぞれの花を大きく咲かせることができるともされています。令和という元号の由来となった歌の中に、梅、和歌山の和が出てくるため、私は素直に親しみの気持ちを持ちました。

開会日にもご挨拶させていただきましたが、5月1日に新天皇がご即位され、元号が平成から令和へと改元され、新しい時代がスタートして、早いもので7カ月半が過ぎようとしています。私自身も新しい時代にいろんなことに挑戦をしていきたいと考え、5月1日のフードソニック2019中之島特設会場での上富田町とひょうたんせんぱいのPRを皮切りに、議員各位のご協力を得ながら上富田町の発展のためにいろいろな事業に誠心誠意取り組んでまいりました。

ことは9月14日から20日までのラグビーワールドカップアフリカ地区代表のナミビア共和国チームの公認キャンプと、11月9日から12日まで開催されましたねんりんピック紀の国わかやま2019のサッカー交流大会が無事終了できました。各実行委員会の皆さん、関係機関の皆さん、議員の皆さんを初め多くの町民の皆さんにご協力いただきましたことに深く感謝とお礼を申し上げます。

また、ことしは各地で災害が多発した年でもありました。各地の災害で甚大な被害を受けられた皆様に謹んでお見舞いを申し上げますとともに、災害でお亡くなりになられた多くの方々のご冥福を心からお祈り申し上げます。一日も早い復旧復興を願っています。

次に、昨年度より実施しています学校給食費では、保護者の皆さんからいただく給食費を差し引いて運営維持管理のための経費として平成30年度決算では約7,200万円ほどの一般財源を充当しました。今年度は子ども医療費の対象年齢の拡充も行いました。小学校の空調設置事業では夏休み前に運用を開始し快適な環境で子供たちは学び始めています。また、小中学校のトイレの洋式化につきましても設計管理業務委託契約を締結して実施に向けて取り組んでいるところでございます。今後も、このような未来の上富田町を担う子供たちが輝くまちづくりの事業費は、ぜひとも確保したいと考えております。

そのためには、現在行っております行政サービスの何がしかには廃止したり縮小したりすることも必要になってきます。今後とも町民の皆さんの意向を踏まえまして、行政運営に取り組んでまいります。町財政が非常に厳しくなることもご理解をいただけるようお願いをいたします。

次の町議会定例会までにはさまざまな行事が予定されていまして、12月25日から消防団の年末警戒をお願いしています。1月3日には成人式、1月5日には消防団出初式、1月11日には交通指導員の年頭式と新春子ども議会、2月1日、2日には第25回紀州口熊野マラソン大会が開催されますので、議員各位におかれましてもご参加、ご協力をいただけるようお願いを申し上げます。

本日で特別な事情がない限り、ことし最後の議会となります。

令和元年につきましては、議員の皆さんにご協力をいただきましたことに深くお礼を申し上げます。

ことしも残すところあと18日間ですが、皆様には時節柄、一層ご自愛を賜り、町民の皆さん、議員の皆さん、職員の皆さんが無事年越しされ、輝かしい新年を迎えられますことをご祈念申し上げまして、令和元年第4回上富田町議会定例会を閉会するに当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもちまして閉会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて令和元年第4回上富田町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前10時34分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 大石 哲雄

議事録署名議員 田上 明人

議事録署名議員 松井 孝恵